

欧州連合
意匠保護に関する指令

意匠の法的保護に関する 2024 年 10 月 23 日の欧州議会及び理事会指令 2024/2823

目次

前文

第1章 総則

第 1 条 適用範囲

第 2 条 定義

第 2 章 意匠に関する実体法

第 3 条 保護要件

第 4 条 新規性

第 5 条 独自性

第 6 条 開示

第 7 条 技術機能によって律せられる意匠及び相互連結の意匠

第 8 条 公の秩序又は善良の風俗に反する意匠

第 9 条 保護の範囲

第 10 条 登録 EU 意匠に係る保護の開始及び存続期間

第 11 条 登録意匠に関する権利

第 12 条 意匠の登録所有者に有利な推定

第 13 条 不登録理由

第 14 条 無効理由

第 15 条 保護対象

第 16 条 意匠権によって付与される権利

第 17 条 有効性の推定

第 18 条 意匠権によって付与される権利の制限

第 19 条 修理条項

第 20 条 権利の消尽

第 21 条 登録意匠権に関する先使用权

第 22 条 その他の形式の保護との関係

第 23 条 著作権との関係

第 24 条 登録記号

第3章 手続

- 第25条 出願要件
- 第26条 意匠の表示
- 第27条 複数出願
- 第28条 出願日
- 第29条 実体審査の範囲
- 第30条 公告の延期
- 第31条 無効宣言の手続
- 第32条 更新
- 第33条 庁との通信

第4章 行政の協力

- 第34条 意匠登録、管理及び無効に関する協力
- 第35条 その他の分野における協力

第5章 最終規定

- 第36条 移行
- 第37条 廃止
- 第38条 施行
- 第39条 名宛人

附則 I 国内法の移行期限（第37条に規定）

附則 II 相関表

前文

欧州議会及び欧州連合理事会は、
欧州連合の機能に関する条約、特に同条約第114条(1)を顧慮し、
欧州委員会からの提案を顧慮し、
国内議会に法案を送付した後、
欧州経済社会評議会の意見を顧慮して、
通常立法手続に則っている。

それゆえ、

(1) 欧州議会及び理事会指令98/71/ECに対して、多数の改正を行う。本指令は、明瞭性の観点から再構成する必要がある。

(2) 指令98/71/ECは、加盟国の実体意匠法の主要な規定を調和させたものであり、その採択当時は、連合における物品の自由な移動及び役務提供の自由を妨げることにより、同域内市場の機能に最も直接的に影響を及ぼすものと考えられていた。

(3) 加盟国の国内法における意匠保護は、欧州連合意匠(「EU意匠」)による連合段階により受け得る保護と併存している。欧州連合意匠は、理事会規則(EC) No 6/2002に定めるように、欧州連合全域で有効な統一された意匠である。連合段階及び国内段階の意匠保護制度の共存及び均衡は、知的財産保護に対する欧州連合による取り組みの基礎となる。

(4) 欧州委員会は、2015年5月19日付けの「EUアジェンダ - より良い結果のためのより良い規則」という題の政策文書及び欧州連合の政策を定期的に見直すとの誓約に沿って、一連の調査によって裏付けられた包括的な経済的評価及び法的評価を含む、欧州連合の意匠保護制度の広範な評価を実施した。

(5) 理事会は、欧州連合における知的財産政策及び意匠制度の改正に関する2020年11月10日付けの結論において、欧州委員会に対し、規則(EC) No 6/2002及び指令98/71/ECの改正案を提出するよう求めた。当該改正は、意匠制度を近代化し、個人の意匠創作者及び企業、特に中小企業(SME)にとって意匠保護をより魅力的なものとする必要性から要請されたものである。特に、当該改正は、欧州連合と国内と地域との意匠保護制度間の補完的関係を支持し強化することを目的とした改正に対処し、検討するよう要請され、また、欧州連合の意匠保護制度における乖離領域を削減するための更なる努力を含むものである。

(6) 当該評価の最終結果に基づき、欧州委員会は、2020年11月25日付けの「EUの復興とレジリエンスをサポートするための知的財産行動計画 - EUの革新可能性の最大限の活用」という題の政策文書において、EUの商標法の改正が成功したことを受けて、制度を簡素化し、より利用しやすく効率的なものとするために、また、市場における新技術に関連する発展に照らして規制の枠組みを更新するために、意匠保護に関する欧州連合法を改正することを発表した。

(7) 欧州議会は、EUの復興とレジリエンスをサポートするための知的財産行動計画に関する2021年11月11日付けの決議において、デジタル経済、持続可能な経済及びグリーン経済への移行をより良く支援するために、欧州委員会が意匠保護に関する欧州連合法を近代化する意欲を示したことを歓迎し、欧州委員会に対し、加盟国における出願手続及び無効化手続を更に調和させるよう求め、法的確実性を高めるために、指令

98/71/ECと規則(EC) No 6/2002との整合性を熟考するよう提案した。当該決議において、欧州議会はまた、意匠権侵害物品が欧州連合の税関領域に入ること、意匠権所有者が阻止できるようにするために、EU意匠保護制度をEU商標制度と整合させる必要があると述べ、欧州委員会に対し、商標権所有者が、欧州連合を通過する意匠模倣を阻止できるように求めた。さらに、欧州議会は、複合製品の修理に使用される部品の意匠保護は部分的に調和されているにすぎず、このことが、域内市場の分断と法的不確実性を生み出していると指摘した。

(8) 欧州委員会が実施した協議及び評価により、これまで国内法の調和が図られてきたにも拘らず、更なる調和が、競争力及び成長に対して、特に、SMEが意匠保護制度を利用しやすくなる結果、正の影響を及ぼす可能性のある領域が依然として存在することが明らかになった。

(9) 需要者の利益を十分に考慮しつつ、十分に機能する域内市場を確保し、必要に応じて、連合内の企業、特にSMEの成長及び競争力の観点から、連合における意匠権の取得、管理及び保護を促進するためには、指令98/71/ECによって達成された法の近接を、規則(EC)No 6/2002による登録によって保護される意匠を規制する実体意匠法の他の側面にまで拡大することが必要である。

(10) さらに、連合における意匠権の取得、管理及び保護を促進するために、手続規則を近接させることも必要である。したがって、加盟国の意匠登録領域及びEU意匠制度における特定の主要な手続規則を整合させる必要がある。国内法に基づく手続に関しては、一般原則を定めるのみで十分であり、加盟国は、より具体的な規則を自由に定めることができる。

(11) 本指令は、意匠として登録又は公告されることによって付与される保護以外の保護を規定する法律の、例えば、非登録意匠権に関する欧州連合法又は商標、特許及び実用新案、不正競争若しくは民事責任に関する欧州連合法若しくは国内法の、意匠への適用を排除するものではない。

(12) 著作権法の要件を満たしていれば、意匠権によって保護される意匠が著作物としても保護を受けることができるように、登録意匠保護のための個別法及び著作権法に基づく保護の累積原則を確立することが重要である。

(13) 域内市場の目的を達成するためには、登録意匠権を取得するための条件をすべての加盟国において調和させる必要がある。そのためには、実物の物品に具現化されていない新たな意匠の出現も考慮して、明確で透明性があり、技術的に最新のものである意匠及び物品の概念の統一的な定義を定める必要がある。関連する物品を網羅的に列挙することを目的とするものではないが、実物の物体に具現化された物品、図形により視覚化された物品又は内部環境若しくは外部環境を形成することを目的とした物品の空間配置から明らかな物品を識別することが適切である。これに関連して、物品の特徴のアニメーション、例えば動き又は変化は、意匠、特に、実物の物体に具現化されていない意匠の外観に寄与し得ることを認識する必要がある。さらに、登録意匠権が遵守する必要がある新規性及び独自性に関する要件を統一的に定義する必要がある。

(14) 物品の自由な移動を促進するためには、原則として、登録意匠権が、すべての加盟国において権利所有者に同等の保護を付与することを確保する必要がある。

(15) 保護は、意匠登録出願において全体又は一部が視覚的に示され、かつ、当該出願に関する関連ファイルの公開又は閲覧により公衆の利用に供する物品の意匠的特徴について、意匠登録により権利所有者に付与される。

(16) 意匠保護の恩恵を受けるためには、物品の意匠的特徴は、登録出願において視覚的に示されていることを除き、特定の時期又は特定の実施状態において視認可能である必要はない。本原則の例外として、複合製品の通常の実施時に視認可能ではない構成部品又は構成部品が取り付けられているときに視認可能ではない構成部品の特徴若しくはそれ自体では新規性及び独自性に関する要件を満たさない構成部品の特徴については、保護を拡大してはならない。したがって、これらの理由により保護から除外される複合製品の構成部品の意匠的特徴は、他の意匠的特徴が保護の要件を満たすか否かの評価を目的として考慮されてはならない。

(17) 物品の表示は、意匠登録出願の一部である必要があるが、それ自体が意匠の保護範囲に影響を及ぼすものであってはならない。それにも拘らず、物品の表示は、意匠の表示とともに、意匠が組み込まれている物品又は意匠が適用されることを目的としている物品の性質を決定するのに有用であり得る。さらに、物品の表示は、産業財産庁が保管する意匠登録簿における意匠の検索性を向上させ、登録簿の透明性及び閲覧性を高める。したがって、登録前には、意匠登録出願人に過度の負担を与えることなく、物品の表示が正確である必要がある。

(18) 意匠が独自性を有するか否かに関する評価は、当該意匠を見た情報に通じた実施者に与える全体的印象が、既存の意匠全体の一部を構成する他の意匠が当該実施者に与える印象と異なっているか否かに基づく必要がある。本評価は、意匠が適用されている物品又は意匠が組み込まれている物品の性質、特に、その意匠が属する産業分野及び意匠の創作における意匠創作者の自由度を考慮する必要がある。

(19) 技術革新は、技術的機能のみによって規定される特徴又は特徴の配置のみからなる意匠に対して意匠保護を付与することによって妨げられてはならない。これは、意匠が美的品質を有する必要があるのを意味するものではないことを理解されたい。登録意匠権については、物品が技術的機能を果たす必要性以外の考慮事項、特に視覚的側面に関する考慮事項が外観の特徴の選択において役割を果たしていない場合は、無効であると宣言することができる。

(20) 同様に、種々の製造元による物品の相互互換性は、機械接続部品の意匠にまで保護を拡大することによって妨げられてはならない。

(21) それにも拘らず、モジュール製品の機械接続部品は、モジュール製品の革新的な特徴の重要な要素を構成し、主要なマーケティング資産に相当し得るため、保護の対象となる。

(22) 意匠権は、公の秩序又は善良の風俗に反する意匠において存続してはならない。本指令は、各国の公の秩序又は善良の風俗の概念を調和させることを構成するものではない。

(23) 登録意匠権によって付与される保護期間を統一することは、域内市場が円滑に機能するための基本である。

(24) 本指令は、欧州連合の機能に関する条約第101条及び第102条に基づく競争規則の適用を害するものではない。

(25) 法的確実性の理由により，すべての加盟国における不登録の実体的理由及び登録意匠権の無効の実体的理由は，本指令において網羅的に列挙する必要がある。

(26) ただし，1883年3月20日にパリで署名された工業所有権の保護に関する条約（「パリ条約」）第6条の3にいうもの以外の，加盟国内における特定の公益を目的とする記号の不適切な実施を防止するために，加盟国は，不登録の具体的な理由を自由に規定する必要がある。また，国益に係る文化遺産に属する要素の不適切な登録及び不正流用を防止するために，加盟国は，不登録及び無効の具体的な理由も自由に規定する必要がある。かかる文化遺産の要素としては，1972年11月16日にユネスコ総会で採択された世界文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の意味において又は無形文化遺産の有形の表現物を構成する限りにおいて，2003年10月17日に第32回ユネスコ総会で採択された無形文化遺産の保護に関する条約の意味において考慮され，例えば，記念碑若しくは建造物群，人工物，手工芸品又は衣装が挙げられる。

(27) 人工知能の力を借りたものを含め，産業の種々の分野における3D印刷技術の発展が拡大していること及びその結果，意匠権所有者が保護意匠の違法な複製を効果的に防止するのが困難になっていることを考慮すると，保護意匠を侵害する物品の複製を目的として，意匠を記録するあらゆる媒体又はソフトウェアの作成，ダウンロード，複製及び利用に供することは，権利所有者の許諾を得る必要がある意匠の実施に該当すると規定することが適切である。

(28) 意匠保護をより効果的に強化し，模倣の拡大を阻止するために，また，世界貿易機関(WTO)の枠組みの下での加盟国の国際的義務，特に，関税及び貿易に関する一般協定(GATT 1947)第V条(通過の自由)及び後発医薬品に関して，2001年11月14日にWTO閣僚会議で採択されたTRIPS協定と公衆衛生に関するドーハ宣言に沿って，登録意匠権所有者は，権利所有者の許諾を得ずに物品に同一に意匠が組み込まれ，若しくは適用されており，又は意匠が物品と本質的側面において識別できない場合には，第三者が業として，当該意匠が登録されている加盟国に，発売により自由流通させることなく，第三国から当該物品を持ち込むことを防止する権利を有する。

(29) そのためには，登録意匠権所有者は，侵害物品が当該加盟国の上市を目的としない場合にも，当該侵害物品の搬入及びすべての税関状況における当該物品の投入（特に，輸送，積み替え，倉庫保管，自由区域，一時保管，国内加工又は仮輸入を含む。）を防止することが認められる。税関当局は，税関管理を実施するに当たり，権利所有者の請求による場合を含め，欧州議会及び理事会規則(EU) No 608/2013に定める権限及び手続を利用する必要がある。特に，税関当局は，危険性分析基準に基づき，関連する管理を実施する必要がある。

(30) 意匠権の効果的な行使を確保する必要性と，合法的な物品の自由な取引の流れを妨げることを回避する必要性とを調和させるために，登録意匠権が侵害されたか否かに関して実体的な決定を下す権限を有する司法当局その他の当局に対して開始された手続において，登録意匠権所有者が最終目的国における物品の上市を禁じる権利を有しないことを宣言者又は当該物品の所有者が証明できた場合には，意匠権所有者の権利は消滅する。

(31) 登録意匠権によって付与される排他権については，適切な一連の制限に従うことを条件とする。私的な行為及び営利を目的としない行為並びに実験を目的とする行為

を除き、当該許容される実施の一覧には、引用又は教育を目的とする複製行為、比較広告に関連する参照的实施及びコメント、批評又はパロディを目的とする実施が含まれる。ただし、これらの行為が公正な取引慣行に適合し、かつ、意匠の通常の実施を不当に害さないことを条件とする。芸術的表現を目的として第三者が意匠を実施することは、産業上及び商業上の公正な慣行に従っている限り、公正であるとみなされる。さらに、本指令は、基本的権利及び自由、特に表現の自由の十分な尊重を確保するように適用する必要がある。

(32) 意匠保護の目的は、物品の外観に対する排他権を付与することであり、物品そのものに対する独占権を付与することではない。実用的な代替手段がない意匠を保護することは、実際には物品の独占につながる。かかる保護は、意匠保護制度の濫用に近い。第三者が予備部品を生産し、流通させることが認められれば、競争は維持される。意匠保護が予備部品にまで拡大されると、第三者がそれらの権利を侵害することになり、競争は排除され、意匠権所有者に事実上、物品の独占権が付与されることになる。

(33) 複合製品の元の外観を回復するための修理を可能にすることを目的とした保護意匠の実施に関する加盟国の法律の相違は、当該意匠が組み込まれている物品又は当該意匠が適用されている物品が、複合製品の形態に依存する構成部品を構成する場合、域内市場の成立及び機能に直接影響を及ぼす。かかる相違は、域内市場における競争及び取引を歪め、法的不確実性を生み出す。「欧州グリーンディール」に関する2019年12月11日付けの欧州委員会政策文書において強調されているように、物品の修理可能性は、持続可能な経済の中核をなすものである。

(34) したがって、域内市場を円滑に機能させるために、そして公正な競争を確保するために、規則(EC) No 6/2002に既に記載され、連合段階のEU意匠に適用されるが、複合製品の形態に依存する構成部品にのみ明示的に適用されるものと同様の「修理条項」を挿入することにより、複合製品の元の外観を回復するための修理を可能にすることを目的とした保護意匠の実施に関して、加盟国の意匠保護法を近接させることが必要である。当該修理条項の目的とする効果は、複合製品の構成部品の意匠が、複合製品の元の外観を回復するための修理を目的として実施される場合に、意匠権を行使できなくすることであるため、当該修理条項は、意匠権侵害に対して本指令に基づいて規定された抗弁のうちの1つである。加えて、需要者に誤認を生じさせることなく、需要者が修理において実施可能な競合物品間に関する情報に基づいて決定を下すことができるようにするために、複合製品の修理を目的として使用される物品の商業上の出所及び製造者の身元に関して需要者に適切に知らせなかった構成部品の製造者又は販売者については、当該修理条項を援用できないことを明示的に規定する必要がある。その詳細な情報は、明確かつ視認可能な表示により物品上に提供し、又はそれが不可能な場合には、その包装若しくは物品に添付された書類に提供し、少なくとも、商標であってその下で当該物品が販売されている商標及び製造者の名称を含める必要がある。

(35) 本指令が求める予備部品アフターマーケットの自由化の実効性を維持するために、そして欧州連合司法裁判所の判例法に沿って、意匠保護の修理条項による適用除外の恩恵を受けることができるよう、複合製品の構成部品の製造者又は販売者は、適切な手段、特に契約上の手段を通じて、下流実施者が当該構成部品を当該複合製品の元の外

観を回復するための修理以外の目的により実施する目的がないことを確保する善管注意義務を負う。ただし、複合製品の構成部品の製造者又は販売者に対しては、当該製造者又は販売者が製造又は販売する構成部品が最終的に、当該複合製品の元の外観を回復するための修理のみを目的として最終実施者によって実際に使用されることを、客観的かつあらゆる状況において保証することを求めてはならない。

(36) 先使用に関する加盟国間の条件の相違によって、種々の加盟国において同一の意匠の法的強度に差異を生じさせることを回避するために、意匠出願の出願日前又は優先権の主張を伴う場合には優先日前に、登録意匠権の保護範囲に含まれる意匠であって、当該登録意匠権を複製していないものについて、加盟国内において善意で実施を開始したこと又はそのために格別のかつ効果的な準備を行ったことを立証できる第三者は、当該意匠を限定的に実施する権利を確保することが適切である。

(37) 特にSME及び個人の意匠創作者による意匠保護物品の販売を容易にし、また、連合段階及び国内段階の両方に存在する意匠登録制度の認知度を高めるために、記号①からなる一般に認められている表示を、意匠権所有者が実施できるように、そして、他の者がその同意を得て実施できるようにする必要がある。

(38) 意匠保護の利用を改善し促進し、法的確実性及び予測可能性を高めるために、加盟国における意匠登録手続は、効率的で透明性が高く、EU意匠に適用される規則と同様の規則に従うものである必要がある。

(39) 意匠の視覚化に関する技術的進歩及び新たなデジタル意匠に関する欧州連合産業界の需要を考慮して、登録出願の段階において、あらゆる視覚的複製の形態での意匠を表示するための要件及び技術的手段に関する本質的な共通規則を定めることが必要である。加えて、加盟国は、実務の収斂によって調和された基準を確立する必要がある。

(40) より効率を高めるためには、意匠を組み込むことを目的とする物品又は意匠を適用することを目的とする物品がすべて、ロカルノ協定(1968年)に定める国際意匠分類(「ロカルノ分類」)の同一の分類に属するという条件に従うことなく、複数の意匠を1の複数意匠出願に組み合わせることを意匠登録出願人に認めることも適切である。

(41) 意匠登録後の通常の公告は、場合によっては、当該意匠に係る商業活動の成功を打ち壊し、又は危うくすることがある。かかる場合、公告の繰り延べ制度が解決策となる。一貫性及びより大きな法的確実性のために、それによって、企業が意匠ポートフォリオを管理する際のコスト削減を促進するために、公告の繰り延べについては、欧州連合全域で同一の規則に従うことを条件とする。

(42) 企業にとって公平な競争条件を確保し、出願人の登録その他の手続上の負担を最小限に抑えることにより、意匠保護の利用を欧州連合全域で同程度に提供するために、加盟国のすべての中央産業財産庁及びベネルクス知的財産庁は、欧州連合知的財産庁(以下「EUIPO」という)が段階で行っているように、自らが行う実体審査を、本指令に網羅的に列挙する不登録理由の欠如に限定する必要がある。

(43) 意匠権の無効を宣言する別の手段の提供を目的として、加盟国は、登録EU意匠に適用されるものと適切な範囲で整合した無効の宣言のための行政上の手続を規定することが認められる。

(44) 加盟国の中央産業財産庁及びベネルクス知的財産庁は、実務及び手段の収斂、例えば、閲覧及び調査を目的とする共通の又は接続されたデータベース及びポータルを作成及び更新を促進するために、意匠登録及び管理のあらゆる領域において、相互協力し、EUIPOと協力することが望ましい。加盟国はさらに、自国の中央産業財産庁及びベネルクス知的財産庁が、連合における意匠保護に関連する他のすべての活動領域において、相互協力し、EUIPOと協力することを確保する必要がある。

(45) 本指令の目的、すなわち、十分に機能する域内市場を育成し創出すること、必要に応じて、成長及び競争力の観点から連合における意匠権の登録、管理及び保護を促進することは、加盟国によって十分に達成することはできないが、その規模及び効果により、むしろ連合段階でよりよく達成することができるため、欧州連合は、欧州連合条約第5条に定められている補完性の原則に従い、措置を採択することができる。同条に定められている比例原則に従い、本指令は、これらの目的を達成するために必要な範囲を超えることはない。

(46) 欧州データ保護監察機関は、欧州議会及び理事会規則(EU) 2018/1725第42条(1)に従い、諮問を受けた。

(47) 本指令の国内法への移行義務は、指令98/71/ECと比較して実体的な改正となる規定に限定するものとする。変更されていない規定の移行義務は、先の指令に基づいて生ずる。

(48) 本指令は、附属書Iに定められている指令の国内法への移行期限に関する加盟国の義務を害するものであってはならない。

以上の次第で、本指令を採択した。

第1章 総則

第1条 適用範囲

1. 本指令は次のものに適用される。
 - (a) 加盟国の中央産業財産権庁に登録された意匠権
 - (b) ベネルクス知的財産庁に登録された意匠権
 - (c) 加盟国の1つに効力の及ぶ国際的取決に基づいて登録された意匠権
 - (d) (a), (b)及び(c)に掲げる意匠権に係る出願
2. 本指令の適用上、意匠登録には、加盟国の産業財産権庁への意匠提出後の公告によって意匠権の効力を発生させる当該公告を含む。

第2条 定義

本指令の適用上、定義は以下のとおり：

- (1) 「庁」とは、意匠登録を委任されている加盟国の中央産業財産権庁又はベネルクス知的財産庁を意味する。
- (2) 「登録簿」とは、庁によって維持されている意匠の登録簿を意味する。
- (3) 「意匠」とは、その物品自体及び／又はそれに係る装飾の特徴、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方及び／又は素材の特徴から生じる物品全体又は一部の外観を意味し、これら特徴の動き、変遷又はその他の種類のアニメーションを含む。
- (4) 「物品」とは、工業製品又は手工芸品を意味し、実物の対象物として具象化されているか実物ではない形態で顕在化されているか否かに拘らず、以下のものを含む。
 - (a) 包装、物品の組物、屋内又は屋外の環境を形成することを意図した物品の空間配置及び複合製品に組み立てられることを意図した部品
 - (b) グラフィック作品又は記号、ロゴ、表面模様、活版印刷の書体及びグラフィカルユーザーインターフェース。
- (5) 「複合製品」とは、交換することができ、分解及び組立可能な複数の構成部品によって構成されている物品を意味する。

第2章 意匠に関する実体法

第3条 保護要件

1. 加盟国は、登録によって意匠を保護し、本指令の規定に従って意匠権者に排他的権利を与えるものとする。
2. 意匠は、新規性及び独自性を有する場合、意匠権によって保護される。
3. 複合製品の構成部品である物品に施された又は組み込まれた意匠は、次の条件が満たされる場合に限り、新規性及び独自性を有すると認められる。
 - (a) 構成部品を複合製品に組み込んだ場合に、その構成部品が、複合製品の通常の実施中に引き続き視覚可能であること、及び
 - (b) 構成部品の視覚可能な特徴それ自体が、新規性及び独自性の要件を満たしていること
4. 第3項(a)に記載の「通常の実施」とは、保守、整備又は修繕作業を除く、最終利用者による実施を意味する。

第4条 新規性

意匠は、登録出願日前、又は優先権の主張を伴う場合は優先日前に、同一の意匠が公衆の利用に供されていないときは、新規とみなす。重要性のない細部のみが異なる特徴を有する意匠は、同一意匠とみなされる。

第5条 独自性

1. 意匠は、それについて事情に通じた利用者を与える全体的印象が、登録出願日前、又は優先権の主張を伴う場合は優先日前に公衆の利用に供された他の如何なる意匠が当該利用者を与える全体的印象とも異なっているときは、独自性を有するとみなす。
2. 独自性の評価するときは、意匠の創作者が当該意匠の創作において有していた自由度を考慮しなければならない。

第6条 開示

1. 第4条及び第5条の適用上、意匠は、登録後の公告又はその他で公告され、展示され、業として実施され、又はその他で開示されていた場合に、公衆の利用に供せられていたとみなされる。ただし、これらの事由が、それが登録出願日前に、又は優先権の主張を伴う場合は優先日前に、EU 域内で事業を営み関連する分野に専門化した当事者集団にとって通常の業務の過程で合理的に知り得ないものであった場合は、この限りでない。意匠は、明示的又は黙示的な秘密保持条件を付して第三者に開示されたという理由だけで、公衆の利用に供せられたとみなされない。
2. 加盟国の1における登録意匠権に基づきその保護が主張されている意匠と同一であるか、又は、開示された全体的印象において相違しない場合、次に該当するときは、その開示は第4条及び第5条の適用において考慮されないものとする。

- (a) 意匠創作者若しくはその権利承継人が提供した情報又は取った行動の結果として、意匠創作者、権利承継人又は第三者によって公衆の利用に供されたとき、及び
- (b) 出願日、又は優先権の主張を伴う場合は優先日に先立つ12月の期間中に公衆の利用に供されたとき

3. 第2項は、意匠創作者又はその権利承継人に対する濫用の結果として、意匠が公衆の利用に供されたときにも適用される。

第7条 技術機能によって律せられる意匠及び相互連結の意匠

1. 意匠権は、専ら技術的機能によってのみ律せられる物品の外観的特徴には及ばない。
2. 意匠権は、当該意匠が組み込まれているか又は適用されている物品を他の物品に機械的に連結するか又は他の物品の中、周囲若しくはそれに接して設置することにより、何れの物品もその機能を果たすことができるようにするため、必然的に正確な形状及び寸法で再現されなければならない物品の外観上特徴には及ばない。
3. 本条第2項に拘らず、モジュール・システムにおいて、相互に交換可能な物品の複合的に組立又は連結を可能にすることを目的にする意匠には、第4条及び第5条に掲げる条件に基づき意匠権が発生する。

第8条 公の秩序又は善良の風俗に反する意匠

公の秩序又は善良の風俗の原則に反する意匠には意匠権は及ばない。

第9条 保護の範囲

1. 1つの意匠権によって与えられた保護の範囲には、事情に通じた利用者に対して異なる全体的印象を与えない意匠を含めるものとする。
2. 保護の範囲を評価するときは、意匠を創作する際の意匠創作者の自由度を考慮するものとする。

第10条 登録EU意匠に係る保護の開始及び存続期間

1. 意匠権の保護は、庁による登録によって発生する。
2. 登録意匠の存続期間は、当該出願の出願日から起算して5年間とする。権利所有者は、第32条の規定に従い、保護の存続期間が5年を単位として、1又はそれ以上の回数で更新することができるが、最長で出願日から25年の保護期間を限度とする。

第11条 登録意匠に関する権利

1. 登録意匠に関する権利は、意匠創作者又は意匠創作者の権利承継人に帰属する。
2. 2以上の者が共同して意匠を創作した場合、登録意匠に関する権利は、その者が共有する。
3. ただし、登録意匠に関する権利は、従業者が自身の職務の遂行時に又は従業者の使用上の指示に従って意匠を創作した場合であって、当事者間で別段の合意があると

き又は国内法に定めるときを除き，使用者に帰属する。

第12条 意匠の登録所有者に有利な推定

意匠権がその名義により登録されている者又は登録前にその名義により出願されている者は，保護が請求されている領域内の庁に対する手続その他手続を行う権利を有する者とみなす。

第13条 不登録理由

1. 意匠が次に該当する場合は，登録を拒絶される。
 - (a) 意匠が第2条(3)の意味における意匠でない場合
 - (b) 意匠が第8条に規定する公の秩序又は善良の風俗に反するものである場合，又は
 - (c) 意匠が産業財産権の保護に関するパリ条約第6条の3に掲げる事項のうちの何れかの不適切な実施に該当する場合(登録について権限を有する当局の同意が得られている場合を除く)
2. 加盟国は，意匠がパリ条約第6条の3に規定するもの以外の記章，紋章及び紋章を付した盾の不適切な使用に該当し，かつ，当該加盟国において特定の公益に係るものである場合は，当該意匠の登録を拒絶する旨を規定することができる。ただし，当該加盟国の法律に従って，当該意匠の登録について権限を有する当局の同意が得られているときは，この限りでない。
3. 加盟国は，意匠が国益に係る文化遺産に属する要素の全部又は一部の複製を含む場合，登録を拒絶する旨を規定することができる。

第14条 無効理由

1. 意匠が登録されている場合であって，次の状況のうちの何れかに該当するときは，意匠権は無効と宣言される。
 - (a) 意匠が第2条(3)の意味における意匠でないとき
 - (b) 意匠が第3条から第8条までに規定する要件を満たしていないとき
 - (c) 意匠が第13条(1)(c)又は第13条(2)に違反して登録されたとき
 - (d) 権限を有する裁判所又は当局の決定により，意匠権所有者が当該加盟国の法律に基づいて意匠権を享受する権利を有さないとき
 - (e) 意匠が，次に掲げる，先行意匠であって，出願日前若しくは後又は優先権の主張を伴う場合には当該意匠の優先日前若しくは後に公衆の利用に供されており，かつ，出願日前又は優先権の主張を伴う場合には当該意匠の優先日前の日から保護されている先行意匠と抵触するとき
 - (i) 登録EU意匠又はその登録を条件とする登録EU意匠に係る出願
 - (ii) 当該加盟国の登録意匠権又はその登録を条件とする当該意匠権に係る出願
 - (iii) 当該加盟国において効力を有する国際協定に基づいて登録された意匠権又はその登録を条件とする当該意匠権に係る出願

(f) 識別力のある標識が後行意匠において使用され、かつ、当該標識を規制する欧州連合法又は当該加盟国の法律が当該標識の権利所有者に当該使用を禁じる権利を付与するとき

(g) 意匠が当該加盟国の著作権法により保護されている著作物の無許諾使用に該当するとき

2. 意匠が登録されている場合であつて、加盟国は、意匠が国益に係る文化遺産に属する要素の全部又は一部の複製を含むときは、意匠権を無効と宣言する旨を規定することができる。

3. 本条(1)(a)及び(b)に規定する無効理由は、次に掲げる者が主張することができる。

(a) 自然人又は法人、又は

(b) 製造者、生産者、役務の供給者、取引者又は需要者の利益を代表する目的により設立された団体又は組織であつて、当該団体又は組織が、当該団体又は組織を規制する法律に基づき、自己の名義により訴訟を提起し、かつ、提起される能力を有するもの

4. 本条(1)(c)に規定する無効理由は、不適切な使用に関係する者又は団体のみが主張することができる。

5. 本条(1)(d)に規定する無効理由は、当該加盟国の法律に基づいて意匠権を享受する権利を有する者のみが主張することができる。

6. 本条(1)(e)、(f)及び(g)に規定する無効理由は、次に掲げる者のみが主張することができる。

(a) 先の権利の出願人又は所有者

(b) 欧州連合法又は当該加盟国の法律に基づいて権利を行使する権利を有する者、又は

(c) 先の権利の所有者が許諾した実施権者

7. 登録意匠権は、本条(1)(e)、(f)及び(g)にいう権利の出願人又は所有者が、無効宣言の請求又は反訴の訴状を提出する前に、当該意匠の登録に明示的に同意した場合には、無効を宣言されない。

8. 意匠権は、消滅した後又は放棄された後であっても、無効を宣言することができる。

第15条 保護対象

登録意匠の外観の特徴のうち、登録出願において視覚的に示されているものに対しては、保護が付与される。

第16条 意匠権によって付与される権利

1. 意匠の登録は、その所有者に対し、当該意匠を実施する排他権及び所有者の同意を得ない第三者が当該意匠を実施することを防止する排他権を付与する。

2. 特に、次に掲げる事項は、本条(1)に基づいて禁ずることができる。

- (a) 意匠が組み込まれている物品又は意匠が適用されている物品を製造し、提供し、上市し、又は実施すること
- (b) 本項(a)に定める物品を輸入又は輸出すること
- (c) 本項(a)及び(b)に記載の目的を有して、本項(a)に規定する物品を保管すること
- (d) 本項(a)に定める者品の製造を可能にする目的として、意匠を記録するあらゆる媒体又はソフトウェアを作成し、ダウンロードし、複製し、及び他人と共有又は他人に頒布すること

3. 登録意匠権所有者は、物品に同一の意匠が組み込まれ、若しくは適用されており、又は意匠が物品と本質的側面において識別できず、かつ、権利所有者の許諾が得られていない場合には、すべての第三者が業として、当該意匠が登録されている加盟国に、発売により自由流通させることなく、第三国から当該物品を持ち込むことを防止する権利を有する。

第1段落に定める権利は、登録意匠権が侵害されたか否かを決定するために規則(EU) No 608/2013に従って開始された手続において、登録意匠権所有者が最終目的国における物品の上市を禁じる権利を有しない証拠を宣言者又は当該物品の所有者が提供した場合には、消滅する。

第17条 有効性の推定

1. 侵害訴訟手続においては、第3条から第8条までに規定する登録意匠権の法的有効性の要件が満たされており、かつ、当該意匠権が第13条(1)(c)に違反して登録されていないものとして、登録意匠権所有者に有利に推定するものとする。

2. 本条(1)における有効性の推定は、反訴を含め、当該加盟国の司法権において実施可能なあらゆる手続手段によって反証できるものとする。

第18条 意匠権によって付与される権利の制限

1. 登録時に意匠権によって付与される権利は、次に掲げるものに関しては行使してはならない。

- (a) 私的な行為及び非商業的な目的でなされる行為
- (b) 実験を目的とする行為
- (c) 引用又は教育を目的とする複製行為
- (d) 意匠権所有者の製品であることの特定制又は参照を目的とする行為
- (e) コメント、批評又はパロディを目的とする行為
- (f) 他国籍の船舶及び航空機が当該加盟国の領域内に一時的に入る際の装備品

- (g) 本条(f)に記載の船舶及び航空機の修理を目的とする予備部品及び付属品の当該加盟国内における輸入
- (h) 本条(f)に記載の船舶及び航空機の修理の実施

2. 本条(1)(c), (d)及び(e)の規定については, 当該行為が公正な取引慣行に適合し, かつ, 当該意匠の通常の実施を不当に害さない場合及び(c)に記載の場合においては, 当該意匠が組み込まれている物品又は当該意匠が適用されている物品の出所について言及されているときに限り, 適用されるものとする。

第19条 修理条項

1. 構成部品の意匠がその外観に依存する複合製品の構成部品を構成する登録意匠であって, 第16条(1)の意味において, その元の外観を回復するための当該複合製品の修理のみを目的として実施する登録意匠には, 保護を付与しない。

2. 本条(1)の規定については, 複合製品の構成部品の製造者又は販売者が, 当該複合製品の修理を目的として使用される品の商業上の出所及び製造者の身元に関して, 当該物品上の明確でかつ視認可能な表示その他の適切な様式を通じて, 需要者が修理に使用することができる競合物品の中から情報に基づいた選択ができるように, 需要者に適切に知らせなかった場合には, 援用しない。

3. 複合製品の構成部品の製造者又は販売者に対しては, 当該製造者又は販売者が製造又は販売する構成部品が最終的に, 当該複合製品の元の外観を回復するための修理のみを目的として最終実施者によって使用されることの保証を求めてはならない。

4. 2024年12月8日において, 加盟国の国内法が本条(1)の規定の意味における意匠の保護を規定している場合, 当該加盟国は, 本条(1)の規定の例外により, 2032年12月9日まで, 2024年12月8日以前に登録出願された意匠の保護を継続して規定するものとする。

第20条 権利の消尽

意匠権の登録によって与えられる権利は, 当該意匠権の保護範囲に含まれている意匠を組み込み又は施した物品が, 意匠権者によって, 又はその承諾のもとにEU域内で販売された場合は, 当該物品に関する行為には及ばないものとする。

第21条 登録意匠権に関する先使用权

1. 登録意匠権の保護範囲に含まれており, 当該意匠から複製されたものでない意匠の実施を, 当該意匠に係る出願の出願日前又は優先権が主張されている場合はその優先日前に, 当該加盟国国内において善意で開始していたこと又はその目的で真摯かつ実効的な準備をしていたことを証明することができる第三者については, 先使用权が存在するものとする。

2. 前項に規定する先使用权は、当該第三者に対し、登録意匠権の出願日又は優先日前に実施をしていた又は真摯かつ有効な準備をしていた目的のために、その意匠を実施する権利を与える。

第22条 その他の形式の保護との関係

本指令は、非登録意匠権に関する EU 法の規定、商標若しくはその他の識別標識、特許、実用新案、活字面、民事責任又は不正競争に関する EU 法若しくは関係加盟国の法令の規定を妨げるものではない。

第 23 条 著作権との関係

本指令に従ってある加盟国において又は加盟国に関して登録された意匠権によって保護される意匠は、著作権法の要件を満たす限りにおいて、当該意匠が創作され、又はある形に決められた日から著作権による保護を取得する資格も有するものとする。

第24条 登録記号

登録意匠権所有者は、円により囲まれた文字D(®)を、意匠が組み込まれている物品又は意匠が適用されている物品に表示することにより、当該意匠が登録された旨を公衆に知らせることができる。当該意匠通知には、当該意匠の登録番号を付し、又は登録簿における当該意匠の登録へのハイパーリンクを付すことができる。

第3章 手続

第25条 出願要件

1. 意匠登録出願には、少なくとも次をすべて含めなければならない。
 - (a) 登録願書
 - (b) 出願人を特定する情報
 - (c) 保護を求める主題を特定することができる、十分に明確な意匠の表示
 - (d) 意匠を組み込むこと予定であるか又は適用する予定である物品の表示
2. 意匠登録出願には、関係加盟国が定める手数料の納付を条件とする。
3. 第1項(d)に規定する物品の表示は、意匠の保護範囲に影響を及ぼさない。加盟国が意匠の表示を説明する陳述及びそれに含まれる口頭による権利放棄についても、同様の規定が適用される。

第26条 意匠の表示

1. 意匠は、白黒又は彩色による何れかの形態の視覚的複製により表示しなければならない。当該複製は、静的なもの、動的なもの又はアニメーションであってもよく、図面、写真、映像、コンピュータ画像処理又はコンピュータモデリングを含む、一般に利用可能な技術を用いて、適切な手段により行われなければならない。
2. 当該複製は、保護を求める意匠のすべての側面を1又は複数の図により示さなければならない。加えて、意匠の特定の特徴を更に詳細に説明する目的により、他の種類の図を提出してもよい。
3. 当該表示が意匠の異なる複製を含んでいる場合又は2以上の図を含んでいる場合、それらは互いに整合していなければならない。登録の主題は、それらの図又は複製のすべての視覚的特徴を組み合わせて決定しなければならない。
4. 意匠は、他の事項を排除して、単独で表示しなければならない。
5. 保護を求めない事項については、視覚的な権利の部分放棄により表示するものとする。かかる視覚的な権利の部分放棄は、一貫して用いるものとする。
6. 加盟国の中央産業財産庁及びベネルクス知的財産庁は、相互協力し、EUIPOと協力して、意匠表示の要件及び手段に適用される共通の基準、特に、使用する図の種類及び数、許容される視覚的な権利の部分放棄の種類並びに関連する電子ファイルの形式及びサイズなど、意匠の複製、保存及び出願に使用する手段の技術仕様を定めなければならない。

第 27 条 複数出願

登録意匠については、複数の意匠を 1 つの複数出願に一括することができる。ただし、当該複数出願は、意匠を組み込むことが予定されている物品又は意匠を適用することが予定されている物品がすべてロカルノ分類の同一区分に属することを条件とはしない。

第28条 出願日

1. 意匠出願の出願日は、第25条(1)(a)、(b)及び(c)に規定する情報を含む書類を出願人が庁に提出した日とする。
2. 本条(1)の規定を害することなく、第26条が求める要素のうちの1又は複数が欠落している場合であっても、意匠全体の表示が第25条(1)(c)の意味において十分に明確であるときは、出願日を認定することができる。
3. 加盟国はさらに、出願日の認定を、第25条(2)に定める手数料の納付を条件とする旨を定めることができる。

第29条 実体審査の範囲

庁は、出願された意匠が登録を受けることができるか否かについての審査を、第13条にいう不登録の実体的理由の欠如に限定しなければならない。

第 30 条 公告の延期

1. 登録意匠の出願人は、出願時に、登録意匠の公告をその出願の出願日又は優先権を主張しているときは優先日から最長 30 月の間、延期するよう請求することができる。
2. 第三者の正当な利益を保護する国内法の規定に従い、意匠が登録された後であっても、意匠の表示及び出願に関連する包袋は、公衆の閲覧に供してはならない。
3. 登録意匠が公告を延期されたことについては、公告されるものとする。
4. 延期期間が満了したとき又は権利所有者からの請求によるそれより早いとき、庁は、登録簿及び出願に関連する包袋のすべての記載事項を公衆の閲覧に供し、登録意匠を公告する。
5. 権利所有者は、登録意匠の放棄請求を提出することにより、第 4 項に規定する登録意匠の公開を阻止することができる。
6. 加盟国は、第 4 項及び第 5 項の規定に例外として、庁が権利所有者の請求があった場合にのみ登録意匠を公告することを定めることができる。加盟国が公告手数料の納付を規定している場合、当該手数料の納付を受領することにより、当該請求が成立したものとみなす。

第31条 無効宣言の手續

1. 加盟国は、当事者が裁判所に上訴する権利を害することなく、自国の庁に対して登録意匠権の無効を宣言するための効率的かつ迅速な行政上の手續を規定することができる。
2. 本条(1)に定める無効に関する行政上の手續は、少なくとも次の理由により意匠権が無効であると宣言されることを規定するものとする。
 - (a) 第2条(3)に規定する定義又は第3条から第8条までに規定する要件を満たしていないために、意匠を登録すべきではなかったこと
 - (b) 第13条(1)(c)に違反しているために、意匠を登録すべきではなかったこと
 - (c) 第14条(1)(e)の意味における先行意匠の存在により、意匠を登録すべきではなかったこと
3. 本条(1)に定める行政上の手續は、次に掲げる者が無効宣言を請求する権利を有することを規定するものとする。
 - (a) 本条(2)(a)の場合は、第14条(3)にいう者、団体又は組織
 - (b) 本条(2)(b)の場合は、第14条(4)にいう者又は団体
 - (c) 本条(2)(c)の場合は、少なくとも第14条(6)(a)及び(b)に定める者

第32条 更新

1. 意匠の登録は、登録意匠権所有者又は法律若しくは契約により更新を申請する権限を付与された者の申請により、更新手数料が納付されていることを条件として、更新される。加盟国は、更新手数料の納付の受領を、かかる申請とみなす旨を規定することができる。
2. 庁は、登録意匠権所有者に対し、登録が満了する日の少なくとも6个月前に、当該満了を通知しなければならない。庁が当該情報を提供しなかった場合、庁は責任を負わず、当該不履行は登録の満了に影響を及ぼさないものとする。
3. 登録の満了直前の少なくとも6月以内に、更新の申請書を提出し、更新手数料を納付しなければならない。
それができない場合は、申請書は、登録の満了直後又はその後の更新直後から6月の猶予期間以内に提出することができる。更新手数料及び追加手数料は、当該猶予期間内に納付しなければならない。
4. 複数意匠登録の場合において、納付された更新手数料が更新を申請するすべての意匠を対象とするには不十分であるときは、納付金額が明らかに対象とすることを意図している意匠について登録を更新する。
5. 更新は、既存の登録が満了する日の翌日から効力を生ずる。更新は、登録簿に登録する。

第33条 庁との通信

手続の当事者，必要に応じて，その代理人は，庁とのすべての公式な通信のために公式の住所を指定しなければならない。加盟国は，かかる公式の住所を欧州経済地域内に定めることを求める権利を有する。

第4章 行政の協力

第34条 意匠登録，管理及び無効に関する協力

意匠の審査，登録及び無効に関する実務及び手法の融合を促進するため，各庁は相互に又は EUIPO と効果的に協力することができる。

第35条 その他の分野における協力

各庁は，第34条に定める EU における意匠の保護に関する活動領域以外のすべての領域において，相互に及び EUIPO と効果的に協力することができる。

第 5 章 最終規定

第 36 条 移行

1. 加盟国は 2027 年 12 月 9 日までに、第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 10 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条から第 30 条まで、第 32 条及び第 33 条の規定を遵守するために必要な法律、規則又は行政令を発効させるものとする。加盟国は、これら法規の内容を直ちに欧州委員会に通知するものとする。

加盟国がこれら法規を採択するときは、当該内容には本指令への援用を含めるか、又は公表の際に本指令への援用を付記するものとする。また、これらの法規には、本指令によって廃止される既存の法律、規則及び行政令における指令への援用は、本指令への援用と解釈される旨の記述を含める。加盟国は、かかる援用の方法及びその記述の形式を定めるものとする。

2. 加盟国は、欧州委員会に対し、本指令の対象となる領域において採用した国内法の主要な規定の内容を通知するものとする。

第 37 条 廃止

指令 98/71/EC は、2027 年 12 月 9 日に廃止される。ただし、附属書 I に定める指令に関する国内法の移行期限について、加盟国の義務に影響は及ばない。

廃止された指令への援用は、本指令への援用と解釈され、附属書 II に定める相関表に従って読み替えられるものとする。

第 38 条 施行

本指令は、欧州連合公報に掲載された日の翌日から 20 日後に施行する。

ただし、第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 20 条及び第 22 条は、2027 年 12 月 9 日から適用される。

第 39 条 名宛人

本指令は加盟国を名宛人とする。

附則 I 国内法の移行期限（第 37 条に規定）

指令	移行期限
98/71/EC	2001 年 10 月 28 日

附則 II 相関表

指令 98/71/EC	本指令
第 1 条 序文	第 2 条 序文
—	第 2 条 第 1 項及び第 2 項
第 1 条 (a)	第 2 条 第 3 項
第 1 条 (b)	第 2 条 第 4 項
第 1 条 (c)	第 2 条 第 5 項
第 2 条	第 1 条
第 3 条から第 10 条まで	第 3 条から第 10 条まで
—	第 11 条及び第 12 条
第 12 条 第 1 項	第 16 条 第 1 項並びに第 2 項(a), (b)及び(c)
—	第 16 条 第 2 項(d)
—	第 16 条 第 3 項
第 12 条 第 2 項	—
—	第 17 条
第 13 条 第 1 項(a), (b)及び(c)	第 18 条 第 1 項(a), (b)及び(c)
—	第 18 条 第 1 項(d)及び(e)
第 13 条 第 2 項(a), (b)及び(c)	第 18 条 第 1 項(f), (g)及び(h)
—	第 18 条 第 2 項
第 14 条	—
—	第 19 条
第 15 条	第 20 条
—	第 21 条
第 16 条	第 22 条
第 17 条	第 23 条
—	第 24 条から第 35 条まで
第 18 条	—
第 19 条	第 36 条
—	第 37 条
第 20 条	第 38 条
第 21 条	第 39 条
—	附則 I
—	附則 II